

近畿大学医学部・近畿大学病院 患者さま駐車場等利用規則

(目的)

第1条 この規則は、近畿大学医学部・近畿大学病院の患者さま駐車場及び関係者用 B 駐車場の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用対象者)

第2条 駐車場を利用できる者（以下「利用者」とする）は、次に掲げる者とする。

- (1) 外来患者
 - (2) 見舞客・一般来訪者
 - (3) 入退院当日の利用者（付き添い含む）
 - (4) 病院・大学施設等の利用者
 - (5) その他病院が必要と認めた者
- 2 身障者及び入退院当日の者は、障害者用車室その他病院指定の車室を優先的に利用することができる。

(供用日時)

第3条 当該駐車場の共用日時は、次に掲げるものとする。

- (1) 供用日時は、24 時間 365 日とする。
- (2) 特別な理由により、利用制限や一時閉鎖する場合は別途定めるものとする。
- (3) 例年使用に供さない日時

(駐車料金)

第4条 当該駐車場の利用料金及び利用料金割引に関しては、別表で定める。

[別 表]

- 2 利用料金は、出場の際に支払うものとする。
- 3 既納の利用料金は、病院が認めた特別な場合を除いて返還しない。

(遵守事項)

第5条 利用者は、駐車場の利用に際し、次の各号を守らなければならない。

- (1) 時速 8 k m 以下で徐行すること
- (2) 他の車両を追い越ししないこと
- (3) 濫りに警笛を使用することなく、歩行者の安全に留意すること
- (4) 標識、表示灯や係員の指示に従うこと
- (5) 車枠からはみ出すことなく、正しく駐車すること

- (6) 駐車するときは、エンジンを切り、必ず施錠すること
- (7) 障害者でない者が、障害者車室を利用しないこと
- (8) 駐車場の施設・設備等の損傷を与えた場合や盗難・事故等が起こった場合は管理事務所へ申し出ること（月曜～土曜、8時～17時）

（利用制限）

第6条 次の各号に該当する行為を行った場合は、病院は駐車場の利用を制限することができるものとする。

- (1) 本利用規則第2条に定める利用者でない者が駐車しようとするとき
- (2) 長さ5m、幅1.9m、高さ2.1m及び車両総重量が2.5tを超える自動車
- (3) 発火性又は引火性を有する危険物等の積載車両が駐車しようとするとき
- (4) 駐車場の施設・設備、他の車両を損傷等させるおそれのある車両が駐車しようとしたとき
- (5) 著しい騒音や異臭等を発する車両が駐車しようとするとき
- (6) 非衛生的なものを積載している車両が駐車しようとするとき
- (7) 前各号に掲げる行為の他、駐車場の管理に支障があると認められるとき

（禁止行為）

第7条 利用者は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 駐車場の施設・設備等を損傷し、又は滅失すること
- (2) 他の車両の通行や駐車を妨げること
- (3) 物品の販売や宣伝等の営利活動、又演説や署名活動等の社会・政治活動等を行うこと
- (4) 許可なく印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示すること
- (5) 駐車場内を含む敷地内で、火器の使用、喫煙、飲酒、宴会等を行うこと
- (6) 場内に物品やごみ等を放置すること
- (7) 前各号に掲げる行為の他、駐車場の管理に支障が生じる行為又は他の利用者迷惑がかかる行為等

（損害賠償）

第8条 利用者は、その責めに帰すべき事由により、駐車場の施設・設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならないものとする。

（免責事項）

第9条 病院は、駐車場内における次に掲げる事項によって生じた損害について、その責任を負わないものとする。

- (1) 自動車相互の接触又は衝突
- (2) 自動車と利用者の接触又は衝突
- (3) 自動車と施設・設備等との接触又は衝突
- (4) 盗難、自動車への損傷・いたずら行為等
- (5) 天変地変等

(管理業務)

第10条 当該駐車場について、KDU Frontier Partners 株式会社が事業責任を負い、その運営業務受託者が実際の駐車場運営管理を行うものとする。

(雑則)

第11条 この規則に定めるものの他、前条の事業会社が駐車場に関し必要な事項を別途定めるものとする。

(その他)

第12条 当該規則は、令和7年11月1日より施行する。

別表

当日外来患者	当日最大料金	1,000 円
	全日：(0~24 時)	15 分 100 円
一般利用者	当日最大料金	設定なし
	平日：(8~16 時)	60 分 600 円
	平日：(16~翌 8 時)	60 分 400 円
	休日 (休診日)：(0~24 時)	60 分 400 円